

柴田町における人事行政の運営等の状況（別に公表済みの給与・定員管理に係るものを除く。）を次のとおり公表します。

平成18年12月1日

柴田町長 滝口 茂

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況(平成17年度実施) (単位：人/倍)

区分	申込者数	第1次受験者数(A)	第1次合格者数	最終合格者数(B)	競争率(A)/(B)
行政事務 (障害者)	1	1	0	0	0.0
保健師	7	6	3	2	3.0
保育士	24	22	3	1	22.0
計	32	29	6	3	9.7

(2) 職員の選考の状況(平成18年4月1日)

区分	昇任選考			(単位：件)
	課長等	課長補佐等	係長等	
町長部局	2	10	8	

2 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況

(1) 職員の採用の状況(平成17年度試験)

区分	競争試験			(単位：人)
	男性	女性	計	
職種 保健師		2	2	
保育士		1	1	
計		3	3	

(2) 職員の異動の状況(平成18年4月1日) 異動件数(単位：件)

	課長等		課長補佐等		係長等		その他		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昇任	2		10	4	10	1			22	5
その他	8		15	3	35	18	20	20	78	41

(3) 職員の退職の状況(平成17年4月から18年3月まで)

区分	退職者数			(単位：人)
	男性	女性	計	
定年退職	5	3	8	
死亡退職	2		2	
その他	3	1	4	
計	10	4	14	

3 職員の勤務時間、休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的にもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息時間	休憩時間	勤務時間の割振変更制度
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午前10時から午前10時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで	午後0時から午後0時45分まで	8時間の勤務時間の割振変更制度あり

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成17年)

区分	総付与日時数A	総使用日時数B	対象職員数C	平均取得日時数B/C	取得率B/A
全職員	13,263日	3,131日2時間	339人	9日2時間	23.6%

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況(平成17年度)

(単位：時間)

区分	時間外勤務・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外勤務・休日勤務月平均時間数
全体	12,988	3.9

(4) 特別休暇等の状況(平成18年4月1日)

休暇の種類等	給付される期間等	有給・無給の別
選挙その他公民権の行使	必要と認められる期間	有給
証人等として出頭	必要と認められる期間	有給
骨髄移植検査・入院	必要と認められる期間	有給
ボランティア休暇	1年に5日以内	有給
結婚(挙式・入籍・同居の事実)	7日以内	有給
妊娠障害の場合	10日以内	有給
妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間	有給
母子健康法の指導・健診・健康・補食	必要と認められる期間	有給
妊娠12週間未満の流産	10日以内	有給
産前産後休暇	産前8週間、産後8週間	有給
育児時間(満1歳児未満)	1日1時間又は30分2回	有給
生理休暇	2日以内	有給
妻の出産	予定日と出産後の前後14日のうち2日以内	有給
乳幼児の予防接種介助	必要と認められる期間	有給
未就学児の負傷疾病等の看護	1年のうち5日の範囲内	有給
父母・配偶者・子の祭日	1日以内	有給
夏季休暇	7~9月の間で4日以内	有給
非常災害等不可抗力	必要と認められる期間	有給
結核性疾患による軽減	必要と認められる期間	有給
通信教育による面接授業出席	必要と認められる期間	有給
国・県・市町村等の資格受検の場合	必要と認められる期間	有給
国・県・市町村等からの表彰式出席	必要と認められる期間	有給
国・地方公共団体運動競技会選手役員参加	必要と認められる期間	有給
職務による海外視察等	必要と認められる期間	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	無給

(5) 育児休業・部分休業の状況(平成17年度)

(単位：件)

区分	男性	女性
全体		7
育児休業の承認件数		
育児休業期間延長の承認件数		
部分休業の承認件数		

## (6)旅費制度の概要(平成17年度)

区分	日当(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)
	県内	県外	
特別職 町長・助役・教育長・議会議員	無支給	3,000円	14,200円
その他の特別職	無支給	3,000円	14,200円
一般職	無支給	2,600円	13,000円

## 4 職員の分限及び懲戒処分状況

## (1)分限処分者数(平成17年度)

(単位:人)

事由	根拠条項	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合	法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号		1			1
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号					
条例で定めた事由による場合	法第27条第2項					
合計			1			1

## (2)懲戒処分者数(平成17年度)

(単位:人)

事由	根拠条項	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号				1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号		1	1		2
合計			1	1	1	3

## 5 営利企業等従事許可の状況

該当なし

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

## (1)研修の状況(平成17年度)

(単位:人)

研修種別	対象者	受講者数
新規採用職員研修(研修所)	新規採用職員 1回×5人	5
新規採用職員研修(町村会・職訓センター)	新規採用職員 2回×5人	10
一般職員研修 (県市町村職員研修所主催)	採用後3～7年の職員	12
一般職員研修 (県市町村職員研修所主催)	採用後8～12年の職員	7
監督者研修 (県市町村職員研修所主催)	係長昇任後1年未満の職員	3
監督者研修 (県市町村職員研修所主催)	係長昇任後5年程度の職員	7
管理者研修 (県市町村職員研修所主催)	課長補佐級にある職員	5
管理者研修 (県市町村職員研修所主催)	新任課長	6
小計		55
専門研修	民法講座 (一般職員(県市町村職員研修所主催))	2
専門研修	行政法講座 (一般職員(県市町村職員研修所主催))	4
専門研修	政策法務研究講座 (一般職員(県市町村職員研修所主催))	4
専門研修	交渉力向上講座 (一般職員(県市町村職員研修所主催))	2
専門研修	行政評価研究講座 (一般職員(県市町村職員研修所主催))	2
専門研修	OA研修 EXCEL (一般職員(県市町村職員研修所主催))	2
専門研修	CS 接遇指導者養成研修 (一般職員(県市町村職員研修所主催))	2
専門研修	市町村アカデミー研修 (一般職員(市町村職員中央研修所主催))	2
小計		20
特別研修	退職共済年金及び退職金制度説明会 (50歳以上の職員(町主催))	32
特別研修	人事考課研修 (課長・課長補佐級にある職員)	57
小計		89
合計		164

宮城県職員との相互人事交流  
職員の研修派遣(宮城県)

## (2)勤務成績の評定の概要(平成17年度)

人事評価制度を試行中のため該当なし

7 職員の健康管理等に関する福祉の状況  
 職員の健康診断の状況(平成17年度)

(単位：人)

区分	対象者	受診者
一般健康診断	95	89
人間ドック	248	242
婦人科検診	117	186
脳ドック	119	50

延人数

8 職員の勤務条件に関する措置及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成17年度)

該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立の状況(平成17年度)

該当なし

9 公平委員会の業務の状況(宮城県人事委員会に業務委託)

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況(平成17年度)

該当なし

(2)不利益処分に関する不服申立の状況(平成17年度)

該当なし

10 その他

(1)通勤災害の認定状況(平成17年度)

該当なし

(2)公務災害の認定状況(平成17年度)

1件